



14.6.10

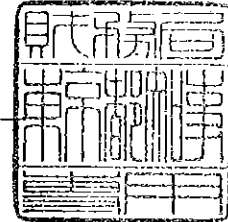
26財経総第617号

平成26年6月9日

一般社団法人 日本建設業連合会会長 殿

東京都知事

外 添 要



下請負人等に対する契約の適正化及び支払の 迅速化並びに必要な技術者の配置等について

貴団体には、日頃から東京都（以下「都」という。）の事業執行に対し格別の御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、我が国の経済は、国内需要が堅調に推移し、生産が増加する中で、雇用・所得環境に改善の動きがみられるなど、景気は緩やかに回復しています。

現下の都政には、明るさを取り戻しつつある経済を持続的な成長軌道に乗せるため、日本全体を牽引する施策を積極的に展開すること、また、2020年のオリンピック・パラリンピックを見据え、東京の魅力を一層高めていくことが求められています。

一方、都財政の先行きですが、都税収入は足元では堅調に推移しているものの、元来景気変動に左右されやすい不安定な構造であることに加え、平成26年度税制改正で法人住民税の一部が国税化されたことなどにより、予断を許す状況にはありません。

このような中、都は、公共建築物の耐震化をはじめとする首都東京の防災力の高度化、急速に進展する少子高齢化への対応、都市活動を支えるエネルギー対策など、都民の生活・ビジネスを支えるため、喫緊の課題について積極的に取り組んでまいります。

また、都では、こうした施策の実施に向けた公共工事の円滑な施工のためには、発注者と受注者との信頼関係はもとより、元請負人及び下請負人相互間の良好な関係が極めて大切なことであると考えております。

つきましては、貴団体におかれましても、従前にも増して都の施策に御協力いただけますよう、また、都が発注する工事の施工に当たりましては、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）の趣旨を踏まえ、下記事項について貴団体所属会員に周知徹底され、なお一層御指導くださいますよう、お願い申し上げます。

1 下請契約の適正化について

- (1) 元請負人は、工事の一部を下請により施工する場合は、優良な下請負人を選定し、下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令

(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。

特に、見積りに当たっては、工事現場における品質管理等が適切に行われるよう必要な経費に十分留意するとともに、平成26年度公共工事設計労務単価引上げを踏まえた適正な水準の賃金等に加え、法定福利費や一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。

- (2) 契約の締結については、業法第19条第1項各号に掲げる事項を明示した建設工事標準下請け契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会決定)又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を、当該下請工事の着工前に書面により締結することで下請契約の適正化を図るとともに、下請による工事の適正な施工を確保すること。

また、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は下請代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。

なお、元請負人は、下請負人が更にその下請負人と下請契約を締結する場合も、書面により契約を締結するようその責任において指導すること。

- (3) 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額で下請契約を締結しないこと(業法第19条の3)。

また、下請代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた下請代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為(いわゆる指値発注)を行わないこと。

特に、下請契約の締結後、正当な理由がない限り、下請代金の額を減じないこと。

- (4) 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させることにより、その利益を害してはならないこと(業法第19条の4)。

- (5) 平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、消費税の転嫁拒否を未然防止するため、国土交通省から「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」(平成25年11月18日付国土建推第26号)が、また、経済産業大臣、国土交通大臣及び公正取引委員会委員長連名により「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について(重点要請)」(平成26年1月17日付20140115中第1号、国土建推第31号及び公取取第14号)が、それぞれ出されたところである。

この趣旨を踏まえ、元請負人と下請人との間で交わされる下請契約等において、消費税の転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

2 代金支払の迅速化について

(1) 元請負人は、下請契約に基づく支払代金について、未払問題等の紛争の発生を未然に防止することに努め、問題等が生じた場合には、適切な措置を採り、速やかにその解決を図ること。

(2) 下請代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は、手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

また、元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった工事を施工した下請負人に対し、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合で、それぞれの下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払うなど適切な措置を採ること（業法第24条の3第1項）。

(3) 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、前払金の趣旨を踏まえ、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として適正に支払うよう適切な配慮をすること（業法第24条の3第2項）。

(4) 元請負人は、出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

(5) 元請負人は、都発注工事に関し、前払金、中間前払金、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払により代金の支払を受けたときは、下請代金の支払に当たって、できる限り現金払とすること。

また、現金払と手形払とを併用する場合であっても、現金払の比率を高めるとともに、手形期間は、原則として120日以内に可能な限り短い期間とすること。

特に、労務費相当分については、手形払とすることなく現金払とすること。

3 下請負人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性に鑑み、元請負人は下請契約の締結に際し、必要な諸経費を適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

4 必要な技術者の配置について

(1) 元請負人は、一定金額以上の建設工事を施工するときは、業法第26条の規定により工事現場ごとに専任の主任技術者又は専任の監理技術者を配置し、適正な施工を確

保すること。

なお、専任の監理技術者を配置する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから選任し、配置すること。

- (2) 都は、不良不適格業者の排除を徹底させるため、入札及び契約締結の前後並びに現場において、技術者の現場専任の確認を強化している。

現場専任の技術者は、適切な資格・技術力等を有するとともに、営業所における専任の技術者とは別に、工事現場において常時継続的に専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限ること。

5 関係法令等の遵守、工事事故の防止等について

施工に当たっては、都の契約約款に定める条項を遵守することはもとより、業法をはじめとする関係法令の規定に抵触することのないよう十分注意すること。

また、工事現場における安全管理を徹底し、工事事故の防止に万全を期するとともに、建設発生土及び建設資材等の運搬に当たっては過積載防止に努めること。

6 社会保険等の加入促進について

労働者を雇用している事業者には、社会保険及び雇用保険（以下「社会保険等」と総称する。）に加入する法令上の義務があることから、自社の労働者を社会保険等に加入させることはもとより、下請負人（二次下請け以下の事業者を含む。）の社会保険等加入状況を確認し、未加入の場合は加入するよう指導に努めること。

7 建設業退職金共済制度の普及促進等について

都は、従来、建設労働者の福祉の増進を図るため、建設業退職金共済制度の普及促進に努めており、一定額以上の契約については工事ごとに元請負人から建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書を提出させることとしている。

元請負人においては、その趣旨を理解し本制度への加入に努めるとともに、証紙の購入はもとより、労働者一人ひとりの被共済者の手帳に証紙を貼るなど、本制度の実効をあげるため、一層の努力をすること。

また、併せてその旨を下請負人に対しても指導すること。

なお、労働災害の防止及び適正な賃金の確保等、労働環境の改善についても十分に配慮すること。

8 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、1 から 7 までの事項に準じた配慮をすること。